

平成28年 3月22日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

土 木 部 長

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針運用要領の
一部改正について（通知）

このことについて、建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針運用要領（平成20年3月25日付け19高建管第1135号土木部長通知）の一部を下記のとおり改正したので、通知します。

記

1 改正内容

予定価格等の公表の他、一部の項目につき、表記を見直しました。
なお、この改正により従来の取扱いを改めるものではありません。

2 施行日

この改正は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用します。

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針運用要領

高知県土木部

第1 入札・契約制度

1 一般競争入札

(1) 建設工事

請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）3,000万円以上のものは、災害時における応急的な復旧工事など緊急を要しやむを得ないものを除き、すべて一般競争入札とする。

なお、請負対象金額3,000万円未満のものについても一般競争入札とすることができることとし、その拡大に努める。

(2) 委託業務

委託対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のものは、災害時における応急的な復旧工事に関する業務など緊急を要しやむを得ないものを除き、すべて一般競争入札とする。

なお、委託対象金額1,000万円以上5,000万円未満その他必要と認められるものについても一般競争入札とすることができることとし、その拡大に努める。

(3) 入札参加資格要件

一般競争入札は、建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針（平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達。以下「基本方針」という。）第1の1後段の規定により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に係るもの以外のものについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を適用した制限付一般競争入札とし、入札参加資格要件として地域要件を定めることができる。

その他、一般競争入札執行事務の具体は、建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）による。

2 指名競争入札

請負対象金額3,000万円未満の建設工事及び委託対象金額5,000万円未満の委託業務については、基本方針第1の2の指名業者数による指名競争入札とすることができる。

指名競争入札における指名業者選定については、高知県建設工事競争入札参加者基準要綱（平成19年3月23日付け18高建管第871号副知事通知。以下「入札参加者基準要綱」という。）による。ただし、委託対象金額2,000万円以上の委託業務を指名競争入札とするときの指名業者選定は、土木部指名協議会に諮らなければならない。

また、専門性が高くその業務を請け負える業者の数が限られる等、やむを得ない場合には、指名業者数が基本方針第1の2に規定された数を下回ることは差し支えない。

その他、指名競争入札執行事務の具体は、建設工事指名競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1267号土木部長通知）による。

3 随意契約

随意契約の適用区分等執行事務の具体は、建設工事随意契約の事務取扱要領（平成20年3月25日付け19高建管第1131号土木部長通知）による。

4 総合評価方式

災害時における応急的な復旧工事に関する業務など緊急を要しやむを得ないものを除き、次のとおり一般競争入札において総合評価方式を適用する。総合評価方式の事務取扱いは、高知県土木部総合評価方式実施要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）による。

(1) 請負対象金額5,000万円以上のすべての建設工事

- (2) 請負対象金額1,000万円以上5,000万円未満の建設工事で、総合評価方式とすることが適当なもの
- (3) 請負対象金額1,000万円以上2億円未満の建設工事の総合評価方式では、簡易な施工計画の評価は行わない企業評価型とすることができるが、難易度の高い工事等では、施工計画型を積極的に活用するものとする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、工事特性を勘案し、土木部技術審査会又は各土木事務所技術審査会において簡易な施工計画を求めるまでの必要がないと認める案件については、金額によらず企業評価型とすることができるものとする。

5 低入札価格調査制度

次の建設工事の一般競争入札には、低入札価格調査制度を適用する。調査基準価格は、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定める。低入札価格調査制度の事務取扱いは、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）による。

- (1) 総合評価方式
- (2) 請負対象金額1億円以上で総合評価方式によらないもの

6 最低制限価格制度

低入札価格調査制度によらない建設工事並びに設計等委託業務のうち建設コンサルタント業務の委託（測量、土木又は建築関係コンサルタント業務、地質調査、補償関係コンサルタント業務に限る。）及びその他の業務の委託については、次のとおり最低制限価格を設ける。

- (1) 建設工事
予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定める。
- (2) 建設コンサルタント業務委託
予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。
- (3) 建設コンサルタント業務委託以外のその他の業務委託
予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。土木構造物の維持管理業務委託については、土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについて（平成22年3月12日付け21高建管第1165号土木部長通知）に定めるところによる。

7 配置予定技術者の届出

建設工事の一般競争入札においては、請負対象金額にかかわらず、入札参加申請時に配置予定技術者の届出を求める。

建設工事の指名競争入札においては、請負対象金額2,500万円以上のものであっても、入札時には配置予定技術者の届出は求めない。

8 契約の保証

請負対象金額500万円以上の建設工事においては契約の保証を義務づけ、契約の保証機関による保証以外の場合の保証は現金納付に限る。

請負対象金額500万円未満の建設工事は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。）上「少額の契約金額」として扱われており、契約規則第40条第3号の規定により契約の保証を免除する。

委託業務については、契約金額100万円未満のものは契約規則上「少額の契約金額」として扱われていることから契約規則第40条第3号の規定により、契約金額100万円以上のものは同条第6号の規定により、それぞれ契約の保証を免除する。

上記の規定にかかわらず、緊急応急工事及び緊急委託業務（緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知）に定める緊急応急工事及び緊急委託業務をいう。）は同号の規定により、契約保証金を免除する。

9 電子入札

- (1) 建設工事及び委託業務の一般競争入札又は指名競争入札は、電磁的記録を用いた入札（以下「電子入札」という。）を行う。
- (2) 知事部局において、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部及び土木部以外の課室が行う建設工事及び委託業務の一般競争入札又は指名競争入札については、電子入札としないこととして差し支えない。
- (3) 電子入札は、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）により執行し、電子入札によらない入札は、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）及び建設工事競争入札事務の手引（平成22年3月31日付け21高建管第1274号土木部長通知）により執行する。

10 工事費内訳書の提出

建設工事の入札においては、請負対象金額に関わらず、工事費内訳書の提出を求めるものとする。
なお、様式は別に定める。

第2 入札及び契約に関する情報の公表

1 発注見通しの公表

- (1) 公表事項
予定価格が250万円を超えると見込まれる建設工事の発注見直し
- (2) 公表様式
別紙1による。
- (3) 公表時期
毎年度4月1日以降遅滞なく公表する。10月1日を目途に毎年度公表済み事項の見直しを行い、変更事項を公表するとともに、訂正すべき事項がある場合にはその旨表示する。
- (4) 公表期間
発注年度末（3月31日）までとする。
- (5) 公表場所
県庁情報コーナー、建設管理課及び各土木事務所

2 入札参加資格者等の公表

- (1) 公表事項
当該年度に高知県建設工事競争入札参加資格を有する者の名簿、経営事項審査の総合評定値、格付及び総合点数
- (2) 公表期間
毎年度4月1日～3月31日
- (3) 公表場所
建設管理課
- (4) 入札参加者選定基準の公表
入札参加者基準要綱を、高知県ホームページ土木部建設管理課ページに掲載することで公表する。

3 指名通知の公表

- (1) 公表事項
指名競争入札における閲覧用指名通知書を公表する。
- (2) 公表方法
建設工事と委託業務に区分のうえファイル綴じとし、各入札担当部署の閲覧所に設置して閲覧に供する。

- (3) 公表時期
指名通知日の当日又は翌日とし、指名通知後速やかに行う。
- (4) 公表期間
各指名競争入札を行った年度の終了後1年間閲覧に供する。

4 予定価格等の公表

- (1) 予定価格
一般競争入札の公告又は指名競争入札の閲覧用指名通知書に記載して、事前公表を行う。ただし、建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領（平成21年3月23日付け20高建管第1181号土木部長通知）に定めるところにより、予定価格を事後公表とする場合がある。
随意契約にあつては、事前公表はせず、見積合わせ決定時に口頭で事後公表する。
予定価格は、入札記録又は見積記録にも記載する。
予定価格の照会については、予定価格を事後公表とするものを除き、公告又は閲覧用指名通知書の公表後は、これに応じて差し支えない。また、入札不調により随意契約とするときは、例外的に事前公表の予定価格により見積合わせを行う（入札時に予定価格は公表済みであり、また、この随意契約の予定価格調書は、入札時と同一のものによらなければならないとされていることによる。）。
- 予定価格を事後公表とする入札にあつては、落札決定までは照会に応じてはならない。また、入札の不調に伴い随意契約をする場合にあつては、見積合わせ決定後に口頭で公表する。
- (2) 最低制限価格又は調査基準価格
事後公表とし、入札記録に記載する。
電子入札による一般競争入札案件については開札時に落札者となり得る者（低入札価格調査制度適用のときは、低入札価格調査対象者）が得られ、保留となったとき（ただし、当該低入札価格調査対象者が失格となった場合には再度入札又は更改入札を行うこととなるときは除く。）に、電子入札による指名競争入札案件については開札時に落札者が得られたときに、電磁的記録により公表する。
電子入札によらない案件については、入札時に落札者が得られたとき（事後審査方式一般競争入札にあつては、落札者となり得る者が得られ、保留となったとき）又は低入札価格調査制度適用の一般競争入札にあつては低入札価格調査対象者が確定したとき（ただし、当該低入札価格調査対象者が失格となった場合には再度入札又は更改入札を行うこととなるときは除く。）に、口頭により公表する。
最低制限価格又は調査基準価格については、公表が可能となったとき以降であれば、入札記録の公表前であっても電話等での照会に応じて差し支えない。
なお、随意契約では、法令上は最低制限価格又は調査基準価格を設けることができない。ただし、入札不調により随意契約とする場合には、入札時の予定価格調書と同一のものによらなければならないことから、例外的に最低制限価格又は調査基準価格を設けて見積合わせを行う。

5 入札記録

- (1) 総合評価方式以外の公表事項

次の項目を公表する。

- ・ 工事番号及び工事名
- ・ 入札区分
- ・ 入札場所及び日時
- ・ 立会人及び担当者職・氏名
- ・ 入札参加者及び入札価格
- ・ 落札者、辞退者、入札無効又は失格となった者の名称及びその事由

予定価格事後公表の入札において予定価格を上回り無効となるもの、予定価格事前公表の入札において予定価格を上回り失格となるもの、最低制限価格又は調査基準価格を下回り失格となるもの等、入札価格が無効又は失格の根拠となるものは入札書記載金額を記載する。

入札価格以外の事由で無効又は失格となるもの（事後審査方式一般競争入札の入札後審査における失格等）若しくは辞退のものについては、入札書記載金額は記載せず、それぞれ建設工事電子競争入札心得又は建設工事競争入札心得の適用条項を記載する。また、これらのものについては、公文書開示請求による場合を除き、入札書記載金額の照会には応じない。

なお、辞退又は入札価格以外の事由で無効若しくは失格となった入札者の入札書記載金額を公表しないのは、入札記録を閲覧したときの誤解や混同が生じるのを防ぐためである。

(2) 総合評価方式の公表事項

(1) のほか、次の項目を公表する。

- ・当該入札における総合評価方式評価項目
- ・入札参加者の評価項目ごとの評価点
- ・入札参加者の評価値

無効若しくは失格となるもの、又は辞退の場合の取扱いは(1)に準じ、入札書記載金額を記載しないものについては、評価点及び評価値を記載しない。

(3) 公表方法

建設工事と委託業務に区分のうえファイル綴じとし、各入札担当及び契約担当部署に設置して閲覧に供する。

(4) 公表時期

入札終了後又は契約の相手方の決定後速やかに行うものとし、その翌日には公表できるようにする。

落札者（低入札価格調査制度適用の場合は、低入札価格調査対象者を含む。）が得られない入札不調の場合であって、更改入札又は随意契約の見積合わせを行うときは、事後公表の予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格を除き、入札記録を公表する。この場合、事後公表の予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格については、契約の相手方の決定後（契約締結後ではないこと。）又は設計の見直しにより改めて新規の入札を行うことを決定した後に公表するものとする。

(5) 公表期間

入札を行った年度又は契約の相手方を決定した年度の終了後1年間、閲覧に供する。

(6) 公表場所

入札及び契約担当部署

6 見積記録の公表

随意契約における見積記録は、入札記録と同様の方法で公開する。

入札不調に伴う随意契約にあつては、見積記録と併せて、入札不調となった入札の入札記録を見積合わせ決定後に公表しなければならない。

7 設計書積算内訳の公表

(1) 公表事項

競争入札又は随意契約による建設工事又は委託業務のうち、設計書を作成したものについて、その内訳を公表する。

(2) 公表様式

別紙2により、建設工事と委託業務に区分のうえ、ファイル綴じとする。

(3) 公表時期

建設工事、委託業務のいずれも、落札決定後速やかに公表する。

(4) 公表期間

公表から6か月間、閲覧に供する。

(5) 公表場所

契約担当部署

8 一般競争入札参加資格確認結果の公表

一般競争入札（電子入札によるものを除く。）においては、入札参加申請を受けて各申請者の入札参加資格の有無を確認した結果を、一般競争入札参加資格確認結果書により入札記録と併せて公表する。

公表期間、場所等については、入札記録と同様とする。

9 指名理由の公表

指名競争入札のうち、予定価格が250万円を超える建設工事の指名業者選定理由は、指名理由書により入札記録と併せて公表する。

公表期間、場所等については、入札記録と同様とする。

10 随意契約理由の公表

随意契約のうち、予定価格が250万円を超える建設工事について随意契約とした理由は、随意契約理由書により見積記録と併せて公表する。

公表期間、場所等については、見積記録と同様とする。

11 契約内容の公表

(1) 公表事項

予定価格が250万円を超える建設工事の請負契約の内容に関して、次の事項を公表する。

- ・ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ・ 工事の名称、場所、種別及び概要
- ・ 工事着手及び完成の時期
- ・ 契約金額
- ・ 契約金額を変更した場合の上記変更事項及び理由

(2) 公表様式

契約内容については別紙3、契約金額変更については別紙4により、施工中のものと完成済みものに区分のうねファイル綴じとし、各契約担当部署に設置して閲覧に供する。

(3) 公表期間

工事完成の年度終了後1年間閲覧に供する。

12 指名停止等の措置結果の公表

指名停止、指名回避の措置が行われたときは、建設管理課において、対象者の商号又は名称、期間及び措置理由を公表する。

13 公表時の留意事項

閲覧に供するものは、すべて複写（デジタルカメラ等による撮影を含む。）を認める。その写しの請求があった閲覧者には、コピーを手渡す。

第3 入札・契約の過程に関する苦情処理

一般競争入札の参加資格無しとされた者又は指名競争入札で指名されなかった者は、指名業者選定等に関する苦情処理要領（平成13年3月23日付け12監第3669号副知事通知）に基づき、その理由の説明を求めて苦情を申し立てることができる。その理由説明に不服のある者は、さらに再度苦情の申立てをすることができる。苦情処理結果は、各入札実施機関が公表する。

ただし、苦情の申立ては申請者が競争入札に参加できなかった理由について取り扱うものであって、入札そのものの無効の申立てを認めるものではなく、苦情の申立てがあっても入札は有効に成立する。

第4 適用期日

この要領は、平成20年4月1日以降に公告又は指名通知を行う競争入札及び見積合わせを行う随

意契約に適用する。

この要領は、平成20年4月10日から適用する。

この要領は、平成20年11月1日以降に公告又は指名通知を行う競争入札及び見積合わせを行う随意契約に適用する。

この要領は、平成21年5月1日以降に公告又は指名通知を行う競争入札及び見積合わせを行う随意契約に適用する。

この要領は、平成22年4月1日以降に公告又は指名通知を行う競争入札及び見積合わせを行う随意契約に適用する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成27年7月21日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針運用要領新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1 入札・契約制度</p> <p>10 工事費内訳書の提出 建設工事の入札においては、請負対象金額に関わらず、工事費内訳書の提出を求めるものとする。 なお、様式は別に定める。</p> <p>第2 入札及び契約に関する情報の公表</p> <p>4 予定価格等の公表 (1) 予定価格 一般競争入札の公告又は指名競争入札の閲覧用指名通知書に記載して、事前公表を行う。 ただし、建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領（平成21年3月23日付け20高建管第1181号土木部長通知）に定めるところにより、予定価格を事後公表とする場合がある。 随意契約にあつては、事前公表はせず、<u>見積合わせ決定時に口頭で事後公表する。</u> 予定価格は、入札記録又は見積記録にも記載する。 <u>予定価格の照会については、予定価格を事後公表とするものを除き、公告又は閲覧用指名通知書の公表後は、これに応じて差し支えない。また、入札不調により随意契約とするときは、例外的に事前公表の予定価格により見積合わせを行う（入札時に予定価格は公表済みであり、また、この随意契約の予定価格調書は、入札時と同一のものによらなければならないとされていることによる。）。</u> <u>予定価格を事後公表とする入札にあつては、落札決定までは照会に応じてはならない。また、入札の不調に伴い随意契約をする場合にあつては、見積合わせ決定後に口頭で公表する。</u></p> | <p>第1 入札・契約制度</p> <p>10 工事費内訳書の提出 <u>すべての建設工事の一般競争入札又は指名競争入札においては、</u>請負対象金額に関わらず、工事費内訳書の提出を求めるものとする。 なお、様式は別に定める。</p> <p>第2 入札及び契約に関する情報の公表</p> <p>4 予定価格等の公表 (1) 予定価格 一般競争入札の公告又は指名競争入札の閲覧用指名通知書に記載して、事前公表を行う。 ただし、建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領（平成21年3月23日付け20高建管第1181号土木部長通知）に定めるところにより、予定価格を事後公表とする場合がある。 随意契約にあつては、<u>見積合わせ決定時に口頭での事後公表とし、事前公表はしない。</u> 予定価格は、入札記録又は見積記録にも記載する。 公告又は閲覧用指名通知書での公表後は、<u>予定価格の照会に応じて差し支えないが、予定価格を事後公表とする一般競争入札又は指名競争入札にあつては、照会に応じることができないことに注意する。</u> <u>なお、入札不調により随意契約とするときは、入札時に予定価格は公表済みであるが（予定価格を事後公表とする一般競争入札又は指名競争入札を除く。）</u>、この随意契約の予定価格調書は、<u>入札時と同一のものによらなければならないことから、例外的に事前公表の取扱いで見積合わせを行う。予定価格を事後公表とする一般競争入札又は指名競争入札の不調による随意契約にあつては、見積合わせ決定後に口頭で公表する。</u></p> |

5 入札記録

(1) 総合評価方式以外の公表事項

次の項目を公表する。

- ・ 工事番号及び工事名
- ・ 入札区分
- ・ 入札場所及び日時
- ・ 立会人及び担当者職・氏名
- ・ 入札参加者及び入札価格
- ・ 落札者、辞退者、入札無効又は失格となった者の名称及びその事由

予定価格事後公表の入札において予定価格を上回り無効となるもの、予定価格事前公表の入札において予定価格を上回り失格となるもの、最低制限価格又は調査基準価格を下回り失格となるもの等、入札価格が無効又は失格の根拠となるものは入札書記載金額を記載する。

入札価格以外の事由で無効又は失格となるもの（事後審査方式一般競争入札の入札後審査における失格等）若しくは辞退のものについては、入札書記載金額は記載せず、それぞれ建設工事電子競争入札心得又は建設工事競争入札心得の適用条項を記載する。また、これらのものについては、公文書開示請求による場合を除き、入札書記載金額の照会には応じない。

なお、辞退又は入札価格以外の事由で無効若しくは失格となった入札者の入札書記載金額を公表しないのは、入札記録を閲覧したときの誤解や混同が生じるのを防ぐためである。

(5) 公表期間

入札を行った年度又は契約の相手方を決定した年度の終了後1年間、閲覧に供する。

6 見積記録の公表

随意契約における見積記録は、入札記録と同様の方法で公開する。

入札不調に伴う随意契約にあつては、見積記録と併せて、入札不調となった入札の入札記録を見積合わせ決定後に公表しなければならない。

7 設計書積算内訳の公表

(5) 公表場所

契約担当部署

5 入札記録

(1) 総合評価方式以外の公表事項

次の項目を公表する。

- ・ 工事番号及び工事名
- ・ 入札区分
- ・ 入札場所及び日時
- ・ 立会人及び担当者職・氏名
- ・ 入札参加者及び入札価格
- ・ 落札者、辞退者、入札無効又は失格となった者の名称及びその事由

予定価格事後公表の入札において予定価格を上回り無効となるもの、予定価格事前公表の入札において予定価格を上回り失格となるもの、最低制限価格又は調査基準価格を下回り失格となるもの等、入札価格が無効又は失格の根拠となるものは入札書記載金額を記載する。事後審査方式一般競争入札の入札後審査における失格等、入札価格以外の事由で無効若しくは失格となるもの、又は辞退の場合には入札書記載金額は記載しない。それぞれ、建設工事電子競争入札心得又は建設工事競争入札心得の適用条項を記載する。

入札記録に入札書記載金額を記載しない無効又は失格の入札者に関しては、開示請求を除いて入札書記載金額の照会には応じない。

なお、辞退又は入札価格以外の事由で無効若しくは失格となった入札者の入札書記載金額を公表しないのは、入札記録を閲覧したときの誤解や混同が生じるのを防ぐためである。

(5) 公表期間

入札を行った年度終了後又は契約の相手方決定の年度終了後1年間閲覧に供する。

6 見積記録の公表

随意契約における見積記録は、入札記録と同様の方法で公開する。

入札不調に伴う随意契約にあつては、見積記録の外、入札不調となった入札の入札記録を見積合わせ決定後に併せて公表しなければならないことに注意。

7 設計書積算内訳の公表

(5) 公表場所

各契約担当部署

| | |
|--|--|
| <p>8 一般競争入札参加資格確認結果の公表 一般競争入札（電子入札によるものを除く。）においては、入札参加申請を受けて各申請者の入札参加資格の有無を確認した結果を、<u>一般競争入札参加資格確認結果書により入札記録と併せて公表する。</u> 公表期間、場所等については、入札記録と同様とする。</p> <p>9 指名理由の公表 指名競争入札のうち、予定価格が250万円を超える建設工事の指名業者選定理由は、<u>指名理由書により入札記録と併せて公表する。</u> 公表期間、場所等については、入札記録と同様とする。</p> <p>10 随意契約理由の公表 随意契約のうち、予定価格が250万円を超える建設工事について随意契約とした理由を、<u>随意契約理由書により見積記録と併せて公表する。</u> 公表期間、場所等については、見積記録と同様とする。</p> <p>12 指名停止等の措置結果の公表 指名停止、指名回避の措置が行われたときは、<u>建設管理課において、対象者の商号又は名称、期間及び措置理由を公表する。</u></p> <p>第3 入札・契約の過程に関する苦情処理 一般競争入札の参加資格無しとされた者又は指名競争入札で指名されなかった者は、指名業者選定等に関する苦情処理要領（平成13年3月23日付け12監第3669号副知事通知）に基づき、その理由の説明を求めて苦情を申し立てることができる。その理由説明に不服のある者は、さらに再度苦情の申立てをすることができる。苦情処理結果は、各入札実施機関が公表する。 ただし、苦情の申立ては申請者が競争入札に参加できなかった理由について取り扱うものであって、<u>入札そのものの無効の申立てを認めるものではなく、苦情の申立てがあっても入札は有効に成立する。</u></p> <p>第4 適用期日</p> | <p>8 一般競争入札参加資格確認結果の公表 一般競争入札（電子入札によるものを除く。）においては、入札参加申請を受けて各申請者の入札参加資格の有無を確認した結果について、<u>一般競争入札参加資格確認結果書を入札記録と併せて公表する。</u> 公表期間、場所等については、入札記録と同様とする。</p> <p>9 指名理由の公表 指名競争入札のうち、予定価格が250万円を超える建設工事の指名業者選定理由を、<u>指名理由書で入札記録と併せて公表する。</u> 公表期間、場所等については、入札記録と同様とする。</p> <p>10 随意契約理由の公表 随意契約のうち、予定価格が250万円を超える建設工事について随意契約とした理由を、<u>随意契約理由書で見積記録と併せて公表する。</u> 公表期間、場所等については、見積記録と同様とする。</p> <p>12 指名停止等の措置結果の公表 指名停止、指名回避の措置が行われたときは、対象者の商号又は名称、期間及び措置理由について<u>建設管理課において公表する。</u></p> <p>第3 入札・契約の過程に関する苦情処理 一般競争入札の参加資格無しとされた者又は指名競争入札で指名されなかった者は、指名業者選定等に関する苦情処理要領（平成13年3月23日付け12監第3669号副知事通知）に基づき、その理由の説明を求めて苦情を申し立てることができる。その理由説明に不服のある者は、さらに再度苦情の申立てをすることができる。苦情処理結果は、各入札実施機関が公表する。 ただし、苦情の申立ては申請者が競争入札に参加できなかった理由の説明を求めるものであって、<u>入札そのものの無効を求めることを認めるものではなく、苦情の申立てがあっても入札は有効に成立する。</u></p> <p>第4 適用期日</p> |
|--|--|

この要領は、平成20年4月1日以降に公告又は指名通知を行う競争入札及び見積合わせを行う随意契約に適用する。

(途中省略)

この要領は、平成27年7月21日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成20年4月1日以降に公告又は指名通知を行う競争入札及び見積合わせを行う随意契約に適用する。

(途中省略)

この要領は、平成27年7月21日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。